

平成 26 年度第 1 回岩手県健康いわて 21 プラン推進協議会

日 時：平成 26 年 5 月 28 日（水）

15：00～16：30

場 所：岩手県民会館 4 階第 2 会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

- (1) 「健康いわて 21 プラン（第 2 次）」策定について
- (2) 「イー歯トープ 8020 プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画）」（最終案）について

4 議 事

岩手県脳卒中对策の推進について

5 その他

6 閉 会

《配布資料》

- 報告事項 (1) 「健康いわて 21 プラン（第 2 次）」策定関係
 - 資料 1-1 「健康いわて 21 プラン（第 2 次）」の概要
 - 資料 1-2 岩手県健康いわて 21 プラン（第 2 次）について
 - 別冊資料 健康いわて 21 プラン（第 2 次）
- 報告事項 (2) 「イー歯トープ 8020 プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画）」（最終案）関係
 - 資料 2-1 パブリック・コメント等の実施結果について
 - 資料 2-2 学校でのフッ化物洗口の推進に対する懸念・反対意見 381 通（パブコメ+関係機関・市町村）の内容分類
 - 資料 2-3 意見検討結果一覧表
 - 資料 2-4 「イー歯トープ 8020 プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画）」最終案の概要
 - 資料 2-5 イー歯トープ 8020 プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画）（最終案）
- 議事事項 岩手県脳卒中对策の推進関係
 - 資料 3 脳卒中对策の推進について

平成26年度第1回岩手県健康いわて21プラン推進協議会出席者名簿

【協議会委員】

(敬称略:50音訓)

氏名	所属職名	備考
阿部 弘子	岩手県保健推進委員等代表者協議会会長	
安倍 賢	岩手労働局労働基準部健康安全課長	
岩城 勝典	(公財)岩手県予防医学協会事務局長	
瀬川 愛子	NPO法人岩手県地域婦人団体協議会会長	
太田代 健二	(公社)岩手県栄養士会副会長	
小笠原 裕	(株)岩手日報社常勤監査役	
小原 紀彰	(一社)岩手県医師会副会長	
小山 薫	NPO法人日本健康運動指導士会岩手県支部長	欠席
齊藤 明	(一社)岩手県薬剤師会副会長	
佐々木 カツ	岩手県老人クラブ連合会女性部副部長	
佐藤 保	(一社)岩手県歯科医師会専務理事	
猿川 毅	岩手県商工会議所連合会事務局次長	欠席
菅原 和彦	岩手県国民健康保険団体連合会専務理事	
菅原 照之	(一社)岩手県PTA連合会副会長	欠席
高橋 憲雄	(社)岩手県食品衛生協会専務理事兼事務局長	欠席
立身 政信	岩手大学教授	
千葉 一枝	(公社)岩手県看護協会専務理事	
豊巻 浩也	日本労働組合総連合会岩手県連合会長	
中沢 亮子	岩手県学校保健会養護教諭部会長	
新沼 敏宏	(株)マイヤ人事部統括マネージャー	欠席
松田 有司	岩手産業保健総合支援センター副所長	
三浦 フミ子	岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会会長	
渡辺 涉之進	公募委員	

【事務局】

氏名	所属職名	備考
根子 忠美	岩手県保健福祉部長	
五日市 治	岩手県保健福祉部健康国保課総括課長	
佐藤 朝則	健康予防担当課長	
山内 健幸	主任主査	
森谷 俊樹	医務主幹	
佐藤 雅子	主査	
庄司 進哉	主任	
古舘 伸郎	技師	

岩手県健康いわて21プラン推進協議会設置要綱

(設 置)

第1 全ての県民が岩手に生まれ生活できる喜びを実感できる健康安心・福祉社会の実現を目指すため策定した健康いわて21プランを、県、市町村、企業、学校及び県民等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、健康いわて21プラン推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康いわて21プランの推進、評価及び見直しに関すること
- (2) 健康づくり運動の推進に関すること
- (3) 地域保健と職域保健の連携に関すること
- (4) その他健康いわて21プランの推進に必要な事項

(構 成)

第3 推進協議会は、保健福祉部長が委嘱する委員25人以内をもって構成する。

2 保健福祉部長は、一部の委員について、公募の方法により選任することができる。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 推進協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、会長は委員の互選とし、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は推進協議会の会務を総括し、会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6 推進協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

2 委員が会議に出席できない場合、会長は、代理の者の出席を認めることができる。

(意見の聴取)

第7 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第8 第2の第1号に掲げる事項を行うため、推進協議会に必要な応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、推進協議会委員及び学識経験者等から会長が指名する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(庶務)

第9 推進協議会の庶務は、保健福祉部健康国保課において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年9月18日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成15年12月11日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成17年11月29日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成24年6月14日から施行する。

座席表

